



# 五管区水路通報第51号

1183項-1212項

平成25年12月27日

※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第1183項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域)	武器発射試験
第1184項	潮岬東方至る四国南方		水路測量
第1185項	本州南岸	日高港	護岸築造工事
第1186項	和歌山下津港	外港	橋梁灯廃止
第1187項	大阪湾		魚礁設置作業
第1188項	阪神港	堺泉北区、第4区	掘下げ作業
第1189項	阪神港	大阪区、第3区	水路測量
第1190項	阪神港	大阪区及び尼崎西宮芦屋区	水路測量
第1191項	阪神港	神戸区、第1区及び第2区	防舷材改修工事
第1192項	阪神港	神戸区、第2区	防舷材改修工事
第1193項	阪神港	神戸区、第2区	防舷材改修工事
第1194項	阪神港	神戸区、第3区	防舷材改修工事
第1195項	阪神港	神戸区、第3区	小型船舶実技講習
第1196項	阪神港	神戸区、第3区	小型船舶実技講習
第1197項	阪神港	神戸区、第4区	潜水訓練
第1198項	阪神港	神戸区、第4区	レガッタ練習
第1199項	阪神港	神戸区、第4区	小型船舶実技講習
第1200項	阪神港	神戸区、第4区	小型船舶実技講習
第1201項	明石海峡	明石海峡航路	海上作業
第1202項	淡路島	岩屋港	防波堤改良工事
第1203項	淡路島	浦港南方	潜水作業
第1204項	淡路島	由良港南西方	魚礁設置
第1205項	東播磨港		橋梁点検作業
第1206項	赤穂港		重量物荷役作業
第1207項	淡路島	福良港及び付近	流速計設置
第1208項	鳴門海峡		魚礁設置作業
第1209項	徳島小松島港	小松島区、第1区	潜水作業
第1210項	四国南岸	高知港	水路測量
第1211項	四国南岸	高知港	水路測量
第1212項	四国南岸	宿毛湾港	浅所存在
お知らせ	A I Sバーチャル航路標識の実用化実験について		

★お知らせ 本年の五管区水路通報は、今号で終了します。平成26年第1号は、1月10日(金)に発行します。

---

※海図の改補(小改正)のお知らせ(海上保安庁水路通報第50号(平成25年12月20日発行)掲載分)

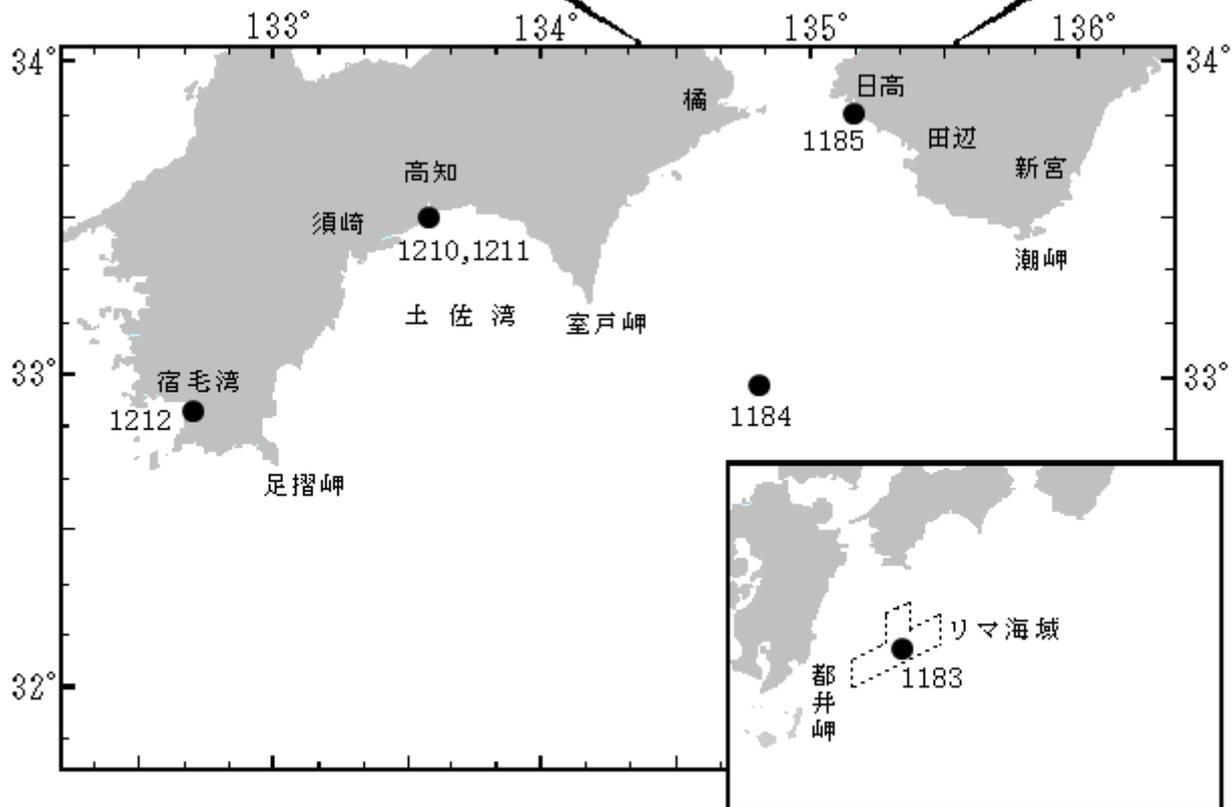
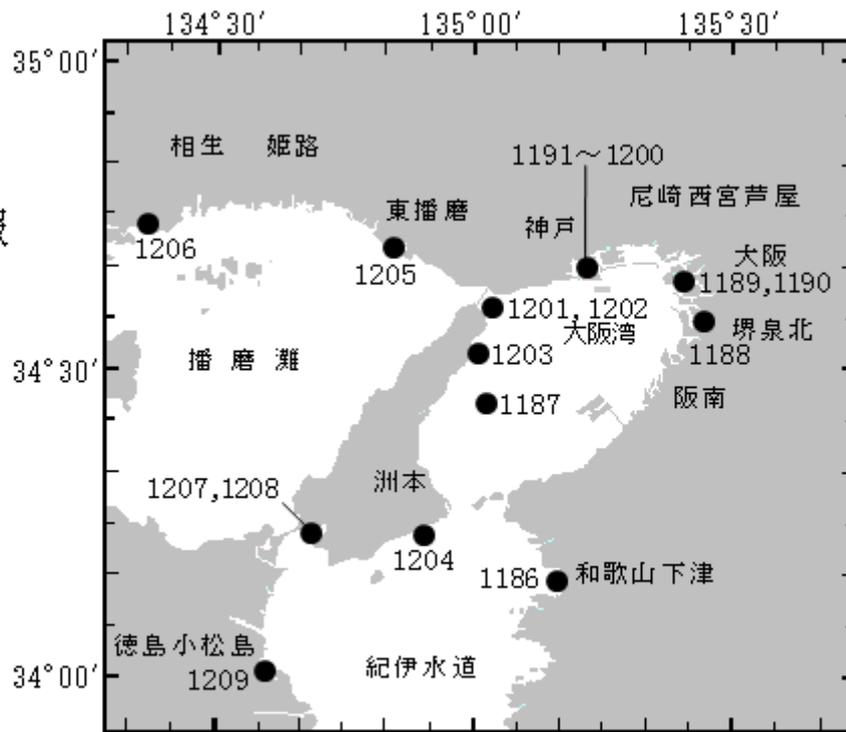
海 域	改正内容	該当海図	項 数	五管区水路通報の 項数
阪神港、神戸 区、第4区	防波堤延長、灯台移 設	W101B(JP共)-W1103(JP共)-W131(JP 共)	945	25年36号774項、39 号858項
阪神港、神戸 区、第2区	防波堤について	W101A(JP共)-W1103(JP共)-W150A (JP共)	946	25年38号827項、40 号890項
東播磨港南方	魚礁設置	W131(JP共)	947	25年41号927項

---

五管区水路通報

第51号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで  
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1  
第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係  
TEL:078-391-6651(内線2515、2516)  
FAX:078-332-6307(自動受信)

※五管区水路通報提供サービス  
FAX: 078-332-6307.....最新号(ポーリング受信方式)  
インターネット: URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

自衛艦による武器発射試験が実施される。

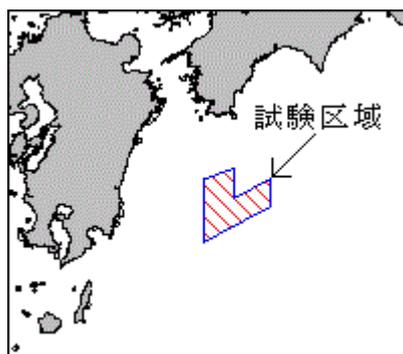
期間 平成26年1月14日、15日(予備日16日、17日) 0700~1700

区域 下記6地点により囲まれる区域

- |     |           |            |
|-----|-----------|------------|
| (1) | 32-09-13N | 132-59-51E |
| (2) | 31-48-13N | 132-59-51E |
| (3) | 32-02-13N | 133-29-51E |
| (4) | 31-42-13N | 133-29-51E |
| (5) | 31-18-13N | 132-37-51E |
| (6) | 32-01-43N | 132-37-51E |

海図 W157

出所 五本部海洋情報部



## ★25年1184項 潮岬東方至る四国南方 水路測量

測量船「明洋」(550総トン)による水路測量が実施される。

期間 平成26年1月12日~28日

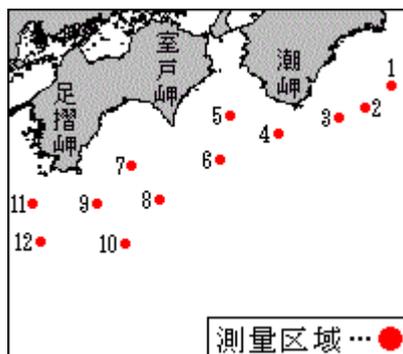
区域 下記12区域

- |      |           |            |                  |
|------|-----------|------------|------------------|
| (1)  | 33-40-12N | 136-59-45E | を中心とする半径1.1海里の円内 |
| (2)  | 33-26-00N | 136-40-00E | を中心とする半径1.2海里の円内 |
| (3)  | 33-20-02N | 136-19-57E | を中心とする半径1.1海里の円内 |
| (4)  | 33-09-37N | 135-34-18E | を中心とする半径0.9海里の円内 |
| (5)  | 33-21-00N | 134-56-40E | を中心とする半径0.8海里の円内 |
| (6)  | 32-52-16N | 134-48-50E | を中心とする半径0.8海里の円内 |
| (7)  | 32-49-00N | 133-40-00E | を中心とする半径0.6海里の円内 |
| (8)  | 32-25-41N | 134-01-52E | を中心とする半径1.0海里の円内 |
| (9)  | 32-22-05N | 133-13-09E | を中心とする半径0.7海里の円内 |
| (10) | 31-55-51N | 133-34-35E | を中心とする半径1.6海里の円内 |
| (11) | 32-23-00N | 132-25-02E | を中心とする半径0.9海里の円内 |
| (12) | 31-58-26N | 132-29-42E | を中心とする半径1.1海里の円内 |

備考 測量船は白紅白のえん尾旗を掲揚

海図 W157

出所 海上保安庁海洋情報部



## ★25年1185項 本州南岸 ー 日高港 護岸築造工事

西川大橋東方において、護岸築造工事が実施されている。

期 間 平成26年3月10日まで（予備日11日～20日）日出～日没  
区 域 33-52-55N 135-09-13E 付近  
備 考 区域内に汚濁防止膜及び足場が設置され、黄色標識灯で明示される  
作業中は警戒船が配備される  
海 図 W77（分図「日高港」、JP共）  
出 所 五本部海洋情報部



## ★25年1186項 和歌山下津港 ー 外港 橋梁灯廃止

五管区水路通報25年49号1148項削除

下記橋梁灯が廃止された。

名 称 (1) 和歌山サンブリッジ橋梁灯 (P1灯) (灯台表第1巻3339.6) (34-09.6N 135-10.9E)  
(2) 和歌山サンブリッジ橋梁灯 (L1灯) (灯台表第1巻3339.61) (34-09.6N 135-10.9E)  
(3) 和歌山サンブリッジ橋梁灯 (L2灯) (灯台表第1巻3339.62) (34-09.6N 135-10.9E)  
(4) 和歌山サンブリッジ橋梁灯 (R1灯) (灯台表第1巻3339.63) (34-09.6N 135-10.9E)  
(5) 和歌山サンブリッジ橋梁灯 (R2灯) (灯台表第1巻3339.64) (34-09.6N 135-10.9E)  
(6) 和歌山サンブリッジ橋梁灯 (P2灯) (灯台表第1巻3339.65) (34-09.6N 135-10.9E)

備 考 廃止に伴い、同位置に同色の標識灯が設置された

海 図 W1145

出 所 和歌山海上保安部



## ★25年1187項 大阪湾 魚礁設置作業

津名港東方において、起重機船による魚礁設置作業が実施される。

期 間 平成26年1月15日～2月10日（予備日を含む）日出～日没

区 域 34-27-06N 135-02-36E を中心とする半径200mの円内

備 考 作業船のアンカー位置に浮標が設置される

作業中は警戒船が配備される

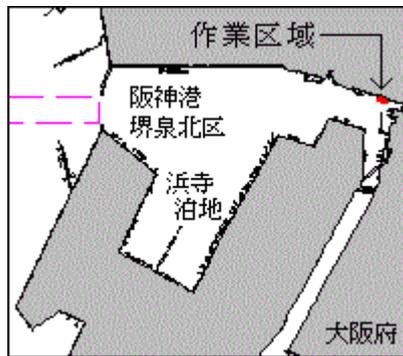
海 図 W1143-W131（JP共）

出 所 神戸海上保安部



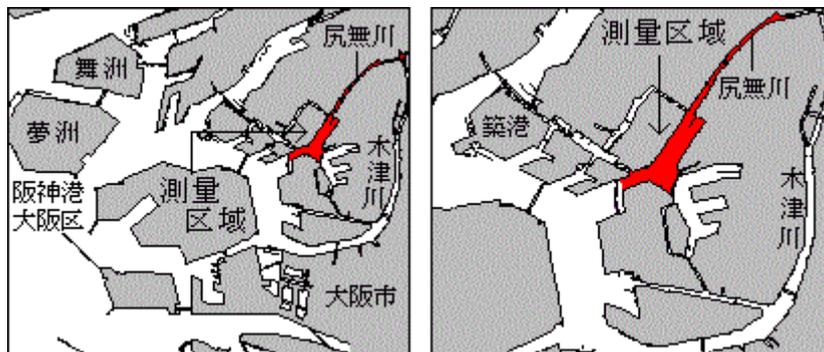
★25年1188項 阪神港 — 堺泉北区、第4区 掘下げ作業

石津川河口において、バックホウ船による掘下げ作業が実施される。  
 期間 平成26年1月10日～27日（予備日28日～2月10日）日出～日没  
 区域 34-33-26N 135-26-35E 付近  
 備考 作業中は警戒船が配備される  
 海図 W1110（JP共）  
 出所 阪神港長



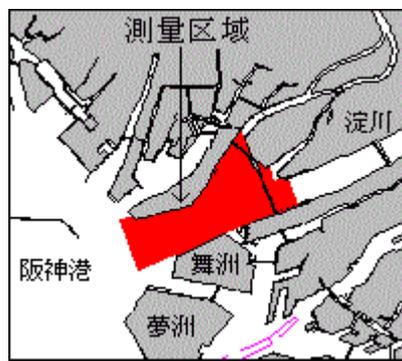
★25年1189項 阪神港 — 大阪区、第3区 水路測量

尻無川において、水路測量が実施される。  
 期間 平成26年1月6日～3月31日  
 区域 34-38.9N 135-27.4E 付近  
 備考 測量船は白紅白のえん尾旗を掲揚  
 海図 W1148-W123（JP共）  
 出所 五本部海洋情報部



★25年1190項 阪神港 — 大阪区及び尼崎西宮芦屋区 水路測量

新淀川河口において、水路測量が実施される。  
 期間 平成26年1月6日～24日のうち3日間  
 区域 34-40.6N 135-23.8E 付近  
 備考 測量船は白紅白のえん尾旗を掲揚  
 海図 W1107（JP共）-W123（JP共）  
 出所 五本部海洋情報部



★25年1191項 阪神港 — 神戸区、第1区及び第2区 防舷材改修工事

新港第4突堤前面及び兵庫ふ頭前面において、防舷材改修工事が実施されている。

期間 平成26年1月14日まで（予備日15日～21日）日出～日没

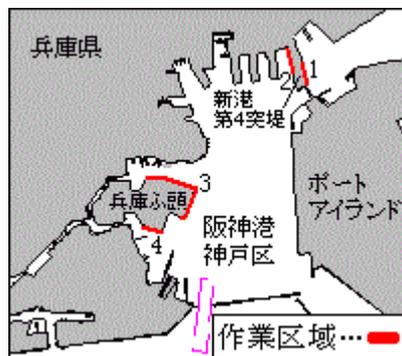
区域1 下記2地点を結ぶ線上付近  
 (1) 34-40-54N 135-12-10E  
 (2) 34-40-48N 135-12-12E

区域2 下記2地点を結ぶ線上付近  
 (3) 34-41-01N 135-12-03E  
 (4) 34-40-46N 135-12-07E

区域3 下記5地点を結ぶ線上付近  
 (5) 34-40-05N 135-10-50E  
 (6) 34-40-06N 135-10-57E  
 (7) 34-40-01N 135-11-15E  
 (8) 34-39-48N 135-11-10E  
 (9) 34-39-48N 135-11-07E

区域4 下記2地点を結ぶ線上付近  
 (10) 34-39-44N 135-10-47E  
 (11) 34-39-42N 135-10-58E

備考 岸壁前面に足場が設置される  
 海図 W101A(JP共)～W101B(JP共)  
 出所 阪神港長



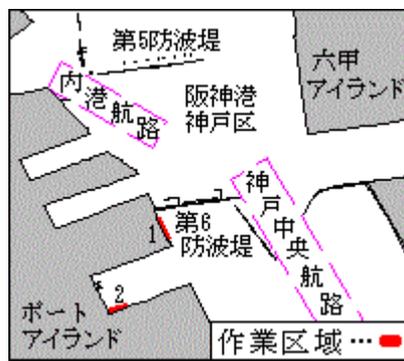
★25年1192項 阪神港 — 神戸区、第2区 防舷材改修工事

ポートアイランドにおいて、防舷材改修工事が実施される。

期間 平成26年1月10日～3月20日

区域 下記2地点付近  
 (1) 34-40-03N 135-14-07E  
 (2) 34-39-30N 135-13-45E

備考 岸壁前面に足場が設置される  
 海図 W101A(JP共)  
 出所 阪神港長



★25年1193項 阪神港 — 神戸区、第2区 防舷材改修工事

六甲アイランド西側前面において、防舷材改修工事が実施される。  
 期間 平成26年1月10日～3月20日（予備日を含む）日出～日没  
 区域 34-40-56N 135-15-13E 付近  
 備考 岸壁前面に足場が設置される  
 海図 W101A(JP共)  
 出所 阪神港長



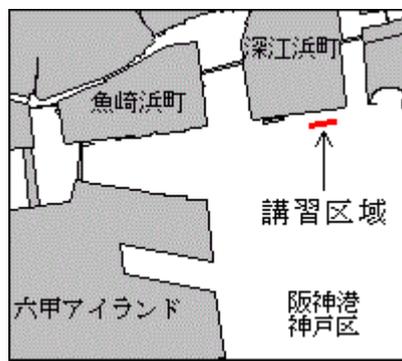
★25年1194項 阪神港 — 神戸区、第3区 防舷材改修工事

六甲アイランドにおいて、防舷材改修工事が実施される。  
 期間 平成26年1月6日～2月28日（予備日3月1日～20日）日出～日没  
 区域 34-41-14N 135-17-23E 付近  
 備考 岸壁前面に足場が設置される  
 海図 W101A(JP共)  
 出所 阪神港長



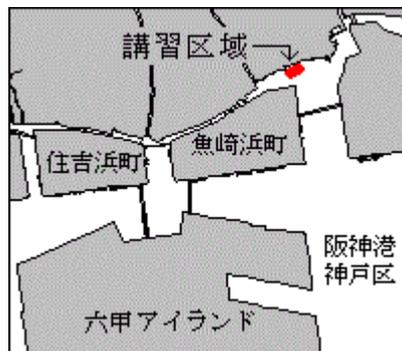
★25年1195項 阪神港 — 神戸区、第3区 小型船舶実技講習

東部第4工区南側において、小型船舶実技講習が実施される。  
 期間 平成26年1月13日、18日、19日、23日、26日（予備日2月1日、2日）0800～日没  
 区域 34-42-15N 135-18-04E 付近  
 備考 上記区域に蛇行コースを示す橙色又は黄色球形浮標が最大6基設置される  
 海図 W101A(JP共)  
 出所 阪神港長



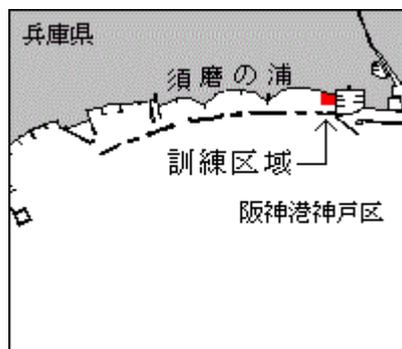
★25年1196項 阪神港 — 神戸区、第3区 小型船舶実技講習

東神戸フェリーふ頭前面において、小型船舶実技講習が実施される。  
 期間 平成26年1月18日、19日（予備日20日～25日）0800～日没  
 区域 34-42-49N 135-17-13E 付近  
 備考 上記区域に蛇行コースを示す橙色球形浮標が3基設置される  
 海図 W101A(JP共)  
 出所 阪神港長



★25年1197項 阪神港 — 神戸区、第4区 潜水訓練

須磨の浦において、兵庫県警察本部による潜水訓練が実施される。  
 期間 平成26年1月16日、17日 1000～1600  
 区域 34-38-30N 135-07-45E 付近  
 備考 訓練区域を明示する浮標が設置される  
 訓練中は警戒船が配備される  
 海図 W101B(JP共)  
 出所 阪神港長



★25年1198項 阪神港 — 神戸区、第4区 レガッタ練習

兵庫運河において、レガッタ練習が実施される。  
 期間 平成26年1月1日～31日 日出～日没  
 区域 34-39-28N 135-09-55E 付近  
 備考 上記区域内にコースを示す赤色及び黄色浮標が多数設置される  
 練習中は警戒船が配備される  
 海図 W101A(JP共)～W101B(JP共)  
 出所 阪神港長



★25年1199項 阪神港 — 神戸区、第4区 小型船舶実技講習

須磨沖において、小型船舶実技講習が実施される。

期間 平成26年1月1日～31日（予備日を含む）0800～日没

区域 下記2地点付近

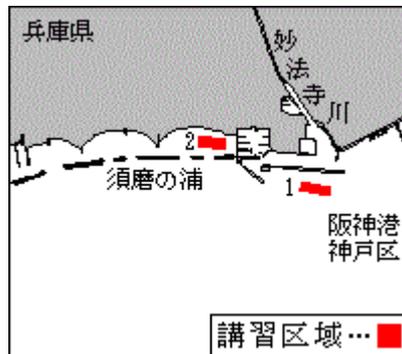
(1) 34-38-21N 135-08-06E

(2) 34-38-30N 135-07-42E

備考 区域内に蛇行コースを示す橙色球形浮標が3基設置される

海図 W101B(JP共)

出所 阪神港長



★25年1200項 阪神港 — 神戸区、第4区 小型船舶実技講習

和田岬西方において、小型船舶実技講習が実施される。

期間 平成26年1月4日、5日、11日、12日、16日～19日（予備日22日、23日）0900～日没

区域 下記2地点付近

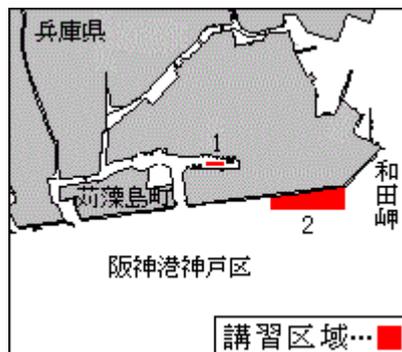
(1) 34-39-05N 135-10-12E

(2) 34-38-54N 135-10-49E

備考 上記(1)地点に蛇行コースを示す橙色球形浮標が3基設置される

海図 W101A(JP共) - W101B(JP共)

出所 阪神港長



★25年1201項 明石海峡 ー 明石海峡航路 海上作業

明石海峡航路中央第3号灯浮標(灯台表第1巻3719)(34-36.1N 135-02.9E)において、測量船「うずしお」(30トン)を接舷しての作業が実施される。

期間 平成26年1月9日(予備日10日~23日)0830~日没

備考 測量船は白紅白のえん尾旗を掲揚

海図 W131(JP共)

出所 五本部海洋情報部



★25年1202項 淡路島 ー 岩屋港 防波堤改良工事

西防波堤において、潜水士・起重機船等による防波堤改良工事が実施される。

期間 平成26年1月7日~3月16日(予備日17日~25日)日出~日没

区域 34-35-36N 135-00-57E 付近

備考 区域内に明示用の浮標が設置される

作業中は警戒船が配備される

海図 W1217(岩屋港)

出所 神戸海上保安部



★25年1203項 淡路島 ー 浦港南方 潜水作業

仮屋漁港北東方において、潜水士による海底磁気計の機器点検等が実施される。

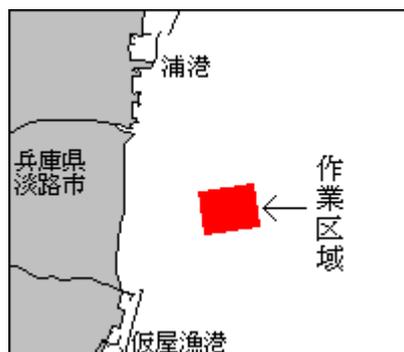
期間 平成26年1月8日~2月26日(予備日2月27日~3月17日)日出~日没

区域 34-31.8N 135-00.1E 付近

備考 作業中は警戒船が配備される

海図 W131(JP共)

出所 神戸海上保安部



★25年1204項 淡路島 ー 由良港南西方 魚礁設置

由良港南西方において、魚礁が設置された。

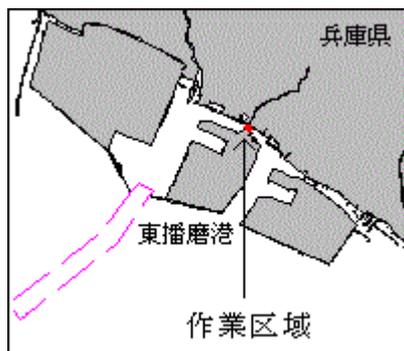
位置 34-14-52N 134-53-47E  
備考 投石魚礁（海底からの魚礁の高さは約1m）  
海図 W1143-W150C（JP共）  
出所 五本部海洋情報部



★25年1205項 東播磨港 橋梁点検作業

播磨大橋において、点検作業に伴いアームが橋下から最大3m張り出される。

期間 平成26年1月14日～17日（予備日20日～24日）0900～日没  
区域 34-42-38N 134-51-34E 付近  
海図 W107（JP共）  
出所 東播磨港長



★25年1206項 赤穂港 重量物荷役作業

三菱電機前面において、起重機船による重量物荷役作業が実施される。

期間 平成26年1月8日、14日、17日、24日 日出～日没  
（予備日9～13日、15日、16日、18日～23日、25日～31日）  
区域 34-44-50N 134-21-37E 付近  
備考 起重機船のアンカー位置を示す黄色浮標が設置される  
海図 W111（赤穂港）  
出所 姫路海上保安部



★25年1207項 淡路島 ー 福良港及び付近 流速計設置

福良港及び付近において、流速計(海底設置型)が設置される。

期 間 平成26年1月7日～23日(予備日24日～31日)

区 域 下記5地点付近

(1) 34-15-05N 134-42-49E

(2) 34-14-53N 134-42-57E

(3) 34-14-38N 134-42-37E

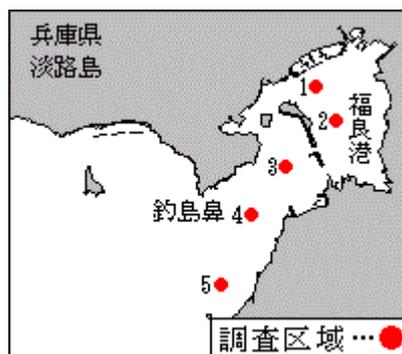
(4) 34-14-22N 134-42-24E

(5) 34-13-59N 134-42-12E

備 考 流速計の設置・撤去作業は潜水士により実施される  
潜水作業中は警戒船が配備される

海 図 W112(JP共)

出 所 神戸海上保安部



★25年1208項 鳴門海峡 魚礁設置作業

小浦ノ鼻西方において、起重機船による魚礁設置作業が実施される。

期 間 平成26年1月19日～21日(予備日22日～31日) 日出～日没

区 域 34-13-18N 134-41-10E 付近

備 考 作業中は警戒船が配備される

海 図 W112(JP共)

出 所 五本部海洋情報部



★25年1209項 徳島小松島港 ー 小松島区、第1区 潜水作業

新港岸壁前面において、潜水士による磁気探査作業が実施される。

期 間 平成26年1月15日～18日(予備日19日～24日) 日出～日没

区 域 34-00-47N 134-35-33E 付近

備 考 作業中は警戒船が配備される

海 図 W1126

出 所 徳島小松島港長



★25年1210項 四国南岸 — 高知港 水路測量

第7ふ頭前面において、水路測量が実施される。

期間 平成26年1月6日～31日のうち6日間

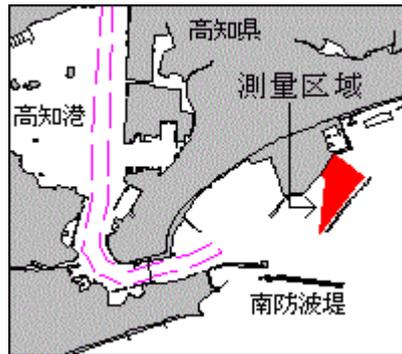
区域 下記7地点により囲まれる区域

- (1) 33-30-47.4N 133-35-33.2E
- (2) 33-30-39.1N 133-35-46.2E
- (3) 33-30-16.2N 133-35-25.3E
- (4) 33-30-38.4N 133-35-28.8E
- (5) 33-30-39.9N 133-35-26.4E
- (6) 33-30-39.8N 133-35-24.8E
- (7) 33-30-47.2N 133-35-31.6E

備考 測量船は白紅白のえん尾旗を掲揚

海図 W110

出所 五本部海洋情報部



★25年1211項 四国南岸 — 高知港 水路測量

第7ふ頭前面において、水路測量が実施される。

期間 平成26年1月6日～15日のうち2日間

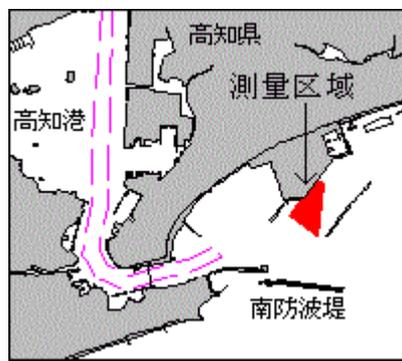
区域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 33-30-38.4N 133-35-28.8E
- (2) 33-30-16.2N 133-35-25.3E
- (3) 33-30-25.0N 133-35-11.5E
- (4) 33-30-31.5N 133-35-17.3E
- (5) 33-30-39.8N 133-35-24.8E
- (6) 33-30-39.9N 133-35-26.4E

備考 測量船は白紅白のえん尾旗を掲揚

海図 W110

出所 五本部海洋情報部



★25年1212項 四国南岸 一 宿毛湾港 浅所存在

池島岸壁南方において、浅所が存在する。

位置 下記2地点

(1) 32-54-55.6N 132-40-37.8E (水深：約10.6m)

(2) 32-54-50.0N 132-40-38.9E (水深：約10.3m)

海図 W1237 (分図「宿毛湾港」)

出所 五本部海洋情報部



# AISバーチャル航路標識の実用化実験について（第五管区海上保安本部）

第五管区海上保安本部は、明石海峡及び由良瀬戸（友ヶ島水道）における海上交通の安全性向上のため、船舶自動識別装置（AIS）の機能を活用したバーチャル（仮想）航路標識の実用化実験を実施しています。

AISバーチャル航路標識は、海上交通安全法に基づく経路の指定となる基点の位置に表示されます。

## 1 表示期間

明石海峡：平成24年4月17日1200から平成26年3月31日1200まで（日本時）  
＊平成25年4月1日以降継続

由良瀬戸：平成25年3月19日1200から平成26年3月31日1200まで（日本時）

## 2 表示位置



◇：AISバーチャル航路標識表示位置  
Bn：北緯 34-36-19.8 東経 135-04-54.9  
(明石海峡航路東方灯浮標の北方2,500m)



◇：AISバーチャル航路標識表示位置  
Dn (D線北端)：北緯 34-17-52.5 東経 134-58-48.0  
(友ヶ島灯台から315度、2,660m)  
Ds (D線南端)：北緯 34-16-02.9 東経 134-58-48.0  
(Dnから180度、3,380m)

**明石海峡航路東口付近を航行する船舶は、次の経路によって航行してください。**

- ① 東側から明石海峡航路東口に入航しようとする長さ50m以上の船舶は、A線の北側を航行するとともに、B線を横切って航行すること。明石海峡航路東方灯浮標から200以上離れた海域を航行すること
- ② 明石海峡航路を出て東航する長さ50m以上の船舶は、A線の南側を航行するとともに、明石海峡航路東方灯浮標から200m以上離れた海域を航行すること

**由良瀬戸(友ヶ島水道)付近を航行する船舶は、次の経路によって航行して下さい。**

- ① A線を横切って航行し、B線を横切って航行しようとする船舶、又はB線を横切った後、A線を横切って航行しようとする船舶は、洲本沖灯浮標の設置されている地点を左げんに見て航行すること
- ② C線を横切った後、B線を横切って航行しようとする船舶は、  
・D線の西側の海域を航行すること  
・D線から西に150メートル以上離れた海域を航行すること
- ③ B線を横切った後、C線を横切って航行しようとする船舶は、  
・D線の東側の海域を航行すること  
・D線から東に150メートル以上離れた海域を航行すること

## 3 インターネットによる情報（実験の詳細は、

下記のホームページに掲載しています。）

- 沿岸域情報提供システム <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/>
- 第五管区海上保安本部HP <http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/>

## 4 アンケート調査

本実験に関するアンケート調査を第五管区海上保安本部HPで実施していますので、ご意見をお聞かせください。 第五管区海上保安本部HPリンク先↓

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/contents/news/archives/cat47/honbu/soumu/cat2519/2013-07-02-1412-post-1087.html>

## 5 お問い合わせ先

第五管区海上保安本部交通部企画課

078-331-2710（直通）

（平日09:00~17:00）